

関税法

(日本語訳)

本資料は JB legal Consultancy Co.,Ltd に委託し、英文仮訳 (Unofficial Translation) を JETRO の支援で和文に仮訳したものです。投資を検討する参考資料として活用いただければ幸いです。

本資料はあくまで仮訳であり、JETRO はその内容及び本資料を利用したことにより生じたいかなる損害についても、一切責任を負うものではありません。

正式な法令・政令はカンボジア語のみとなります。解釈等については原典 (カンボジア語) も照らし合わせてご確認いただくことをお勧めいたします。

関税法

第1章 一般条項

第1条

この法律の目的は、

- －輸入及び輸出貨物に係る管理並びに関税、内国税及び手数料の徴収する権限を付与すること、
- －輸入及び輸出貨物の運送、蔵置並びに積替えに係る管理を行う権限を付与すること、
- －不正行為及び密輸を防止並びに摘発すること
- －カンボジア王国政府の国際通商政策に寄与すること
- －税関の管理及び貿易円滑化に係る国際標準並びにベスト・プラクティスの適用を促進すること

関税消費税局は、この法律を所管し、執行する責任を有する。また、同局は、経済財政省の直接の監督の下でその任に当たる。

第2条

関税領域には、カンボジア王国の領土、領海、領空及び沖合の諸島を含む。カンボジア王国政府は、全て又は一部の税関手続きを要しない自由貿易区を設置することができる。

第3条

この法律は、

- －関税領域に等しく
- －すべての者に等しく
- －国家が輸入若しくは輸出する又は国家に裨益する目的で輸入若しくは輸出される貨物に対しても例外なく、

適用される。

第4条

この法律に定める要件の下、税関業務は、関税領域（内陸国境及び海岸線沿いの税関管轄域を含む。）内で実施される。

税関管轄域には、海岸管轄域と内陸管轄域を含む。

- a. 海岸管轄域は、海岸線から沖合20キロまでの海域をいう。
- b. 内陸管轄域は、

- －海岸線から内陸20 km までの地域、海洋に注ぐ河川については河口から上流にある最初の税関官署まで伸びる河川敷から内陸20 km までの地域及び当該税関官署を中心に半径20 km 圏内の地域、
- －陸地国境線から内陸20キロまでの地域、をいう。

不正行為を摘発するため、経済財政大臣は省令により

- a. 特定の期間及び特定の地域において内陸管轄域を各基準線(又は地)から60 km まで延伸することができる。
- b. 本条第1項、第2項及び第3項 a 号に規定する税関管轄域外にある税関官署にあっては、当該税関官署を中心に半径最長3キロ圏内の地域を税関管轄域とすることができる。

本条第1項の規定にかかわらず、王国政府は政令により、

- a. 互惠主義に基づき、かつ、カンボジア王国の締結した国際協定、条約又は規約に従い、関税領域外において税関職員がこの法律に定められた職務を執行することを認める。
- b. 互惠主義に基づき、かつ、カンボジア王国が締結した国際協定、条約又は規約に従い、関税領域において外国政府の税関職員が輸入及び輸出貨物に係る自国の法律で定められた職務を執行すること認める。

税関に係る手続きは、経済財政大臣が省令により、別段の定めがない限り、税関官署においてのみ行われる。

経済財政大臣は省令により、税関官署の設置、機能及び廃止について定める。

税関官署の執務時間は、関税局長が定める。当該執務時間に係る決定は、各税関官署において公示する。

第5条

すべての輸入及び輸出貨物は、この法律の規定の対象となる。

関税領域を入り又は関税領域から出る貨物は、関税率表に定められた輸入関税及び内国税又は輸出関税及び内国税の対象となりうる。関税率表の制定及び適用は、政令により定める。

国益に関わる事態（非常事態を含む。）が発生した場合、王国政府は生活必需品に係る関税及び内国税を減免するように命じ、又は特定の貨物の輸入若しくは輸出を一時的に停止する。

第6条

特惠関税は、カンボジア王国が締結した国際公約、協定、条約又は規約に従い、適用される。当該特惠関税率及び適用方法は、政令により定める。

第7条

他国政府がカンボジア向け輸出に対して支給する補助金の交付を受けた貨物又は国内市場へ不当廉売された貨物の輸入が増加することより、国内生産者が損害を被る場合、王国政府は政令により、国内の生産者を保護するため関税率を引き上げる措置を講じる。

第8条

王国政府は政令により、以下に掲げる目的のため、定められた要件に従い、特定の貨物の輸入若しくは輸出を禁止又は制限する。

- －国家の安全保障、
- －公序良俗、
- －人、動物又は植物の健康及び生命の保護、
- －芸術的、歴史的又は考古学的価値を有する国家財産の保護、
- －天然資源の保護、
- －国内法令の順守の確保、
- －国連憲章に基づく義務の履行、

密輸及び不正行為を取り締まるため、経済財政大臣は省令により、この法律の目的に応じて、要注意品目又は高関税率適用品目を特別に指定し、当該貨物の運送、流通、蔵置及び所有についてより厳格に管理及び制限する。

第9条

この法律の目的のため、別段の定めがない限り、

従価税とは、課税価格に基づき計算する税金をいう。

従量税とは、貨物の重量、容量又は数量といった単位に基づき計算する税金をいう。

保税倉庫とは、税関が定める要件を満たし、輸入関税の納付を繰り延べられた貨物を蔵置、加工、展示、販売等の用途に供するために使用される建物、場所及び地域をいう。

運送手段とは、人及び貨物を運送するために使用される船舶、航空機又はその他手段をいう。

密輸とは、関税領域への貨物の輸入、関税領域からの貨物の輸出又は関税領域内における貨物の所有若しくは運送に係る法令に違反して、税関官署を経ず貨物を輸入し又は輸出することをいう。

原産国とは、関税率、数量制限又はその他貿易に関連する事項を適用することを目的に定められた基準に従い貨物を生産及び製造した国をいう。

税関又は税関当局とは、関税法の管理及び執行（関税、内国税及び手数料等の徴収を含む。）並びに貨物の輸入、輸出、運送及び蔵置に係る法令の適用に責任を有する経済財政省の関税消費税局（税関職員を含む。）をいう。

通関業者とは、他人にかわり、貨物に係る税関手続きを業として代理する権限を有する者をいう。

通関とは、貨物を国内消費のために国内に貨物を持ち込むために必要な税関手続き、貨物を輸出するために必要な税関手続き又はその他に必要な税関手続きを完結することをいう。

通関地域とは、関税消費税局によって完全に管理されている地域をいう。

税関の管理とは、輸入又は輸出貨物の運送、流通、蔵置に係る税関手続きをいう。

税関申告書とは、この法律の規定により定める形式並びに方法より輸入及び輸出を目的に作成される書類をいう。

税関検査とは、貨物の特徴、原産地、状態、数量及び価額について申告書の内容との整合性を確認するために、税関が行う貨物の物理的検査又は書類審査をいう。

税関に係る手続きとは、税関で執行又は管理するこの法律又はその他法律に従い、関係者及び税関が行う手続きをいう。

保税製造倉庫とは、税関の管理の下、関税及び内国税の課税が留保された輸入製造用原材料を取り扱うことのできる工場をいう。

税関官署とは、税関に係る手続きを取り扱う一行政単位であり、またこの法律の定める目的のために認められた建物及び又はその他の地域を含む。

税関職員とは、この法律の管理及び執行をする権限を付与された者をいう。

課税価格又は価格とは、この法律の第21条に規定する貨物の課税価格をいう。

申告者とは、本人又は他人に代わって税関申告を行う者をいう。

書類とは、作成者による署名その他の方法で認証されているかどうかにかかわらず、あらゆる形態の書類をいう。当該文書には、以下に掲げるものを含む。

- －形態を問わず、有体物に記載されたもの、
- －テープレコーダー、コンピュータ又はその他機器（当該機器に付属するものも含む。）により記録、送信又は保存された情報、
- －あるものを特定するために貼付された又はその一部を構成するラベル、記号及び説明書き、
- －書籍、地図、設計図、グラフ又は図面、
- －写真、フィルム、ネガ、テープ及び再生可能な視覚映像が組み込まれた其他媒体

関税とは、税関が管理及び執行するこの法律及びその他法律の規定に従い、貨物に課す関税、特別税、内国税、手数料及びその他費用をいう。

自由貿易区とは、王国政府が設置するものであり、一定の要件の下で輸入貨物が関税及び内国税の課税対象となら地区をいう。

貨物とは、あらゆる種類の動産をいう。

国内消費とは、税関から引取り後、関税領域内において輸入貨物が自由に流通することをいう。

輸入者とは、本人又は他人のために貨物を輸入する者をいう。また、輸入者には、貨物の受取人及び貨物の所有者又は貨物が税関の管理から外れる前に所有者になった者又は貨物の占有権を有する者を含む。

貨物の輸入とは、関税領域外の一地点及び一場所から、運送形態を問わず、貨物が関税領域内に到達することをいい、その適法性を問わない。

引取りとは、税関に係る手続きが完了し、税関が税関の管理下から貨物の関係者が貨物を引取することを許可することをいう。

担保とは、この法律に定める関税、内国税及び手数料の納付を確保するために用いられる金融保証又は金融手形をいう。

特別指定貨物とは、この法律の第8条第2項の規定に従い、経済財政大臣が省令により指定する貨物をいう。

法定ルートとは、税関の管理の下、輸入又は輸出される貨物を運送のために使用しなければならない税関が指定する道路、線路、水路及びその他ルートをいう。

一時許可とは、ある要件の下で輸入関税及び内国税の減免を受けた貨物を関税領域に運び込むことを認めるための税関手続きをいう。当該貨物は、特定の目的のために輸入され、使用による通常の価額の低減を除いて、いかなる変化が生ずることなく、指定された期間内に再輸出される。

運送とは、税関の管理の下で、ある税関官署から別の税関官署へ貨物を運送するための税関手続きをいう。

積替えとは、輸出入を取り扱う税関官署内において、税関の管理の下で貨物を輸入向け運送手段から輸出向け運送手段へ移し替えるための税関手続きをいう。

直送とは、第3国を通過することはなく、原産国から目的国まで貨物を運送することをいう。但し、地理的又は運送上の理由から、第3国を通過する必要がある場合には、通過国において貨物を取引し、使用し、又は貨物の積降し若しくは貨物の保存作業を除くその他の作業をしてはならない。

者とは、自然人又は法人をいう。

第2章 輸入及び輸出

第1節 輸入

第10条

輸入貨物は、税関官署又は関税局長の定めるその他の場所に届け出なければならない。

経済財政大臣は省令により、輸入貨物の届け出に係る時期、方法、書類要件、状況及び例外事項を定める。

第11条

輸入貨物については、以下に掲げる者が法定ルート沿いの最寄りの税関官署に届け出なければならない。

- a. カンボジアに到着した者が現に所持している又はその者の携帯品の一部をなす貨物の場合には、その所持人
- b. 国際宅配便や郵便により輸入される貨物の場合には、カンボジアに貨物を輸出した者
- c. 本項の a 号及び b 号に規定する貨物とは別に、カンボジアに到着した輸送機関（軍の輸送機関を含む。）に積載された貨物の場合には、輸送機関の責任者
- d. 他人に代わり輸入する貨物の場合には、その代理人

本条において貨物の届け出を行う者は

- a. 貨物に関して税関職員が行う質問に誠実に答えなければならない。
- b. 税関職員から要請がある場合、関税消費税局長の定める方法により税関が検査できるように貨物を取り揃えなければならない。

第 12 条

カンボジアに到着後、この法律に従い、貨物の届け出を行わない限り、何人も運送手段から貨物を荷卸ろしてはならない。但し、経済財政大臣が省令で定める緊急の事態により運送手段、運送手段に積載されている貨物及び搭乗している者又は第三者の安全が脅かされる恐れがある場合はこの限りではない。

第 13 条

税関は、以下に掲げる目的のため、税関の管理下において税関手続きを終えた時には、関税、内国税及びその他手数料の納付前であっても、第 10 条に規定する貨物を通関地域から引取することを承認することができる。

- 一時保管施設に蔵置するため、
- 保税倉庫に蔵置するため、
- 税関に承認されたルートを通り、承認された期間内に、関税領域内の目的地へ運送（通過、積替え、税関官署及び保税倉庫間の運送を含む。）するため。

第 14 条

第 10 条に規定する貨物は、税関手続き（関税、内国税及び手数料の納付又は担保の提供を含む。）を完了した後、税関は引取りを認める。

- 国内消費に供される輸入貨物
- 一時的に輸入される貨物
- 課税を留保された貨物

財政経済大臣は省令により、関税、内国税及び手数料の納付前に貨物を引取することを認めるための要件を定める。

第15条

輸入貨物が、輸入時に再輸出されることが疎明された場合、税関は一時輸入許可を付与し、当該貨物の引き取りを認める。一時輸入貨物は、一時輸入許可の要件が充足されるまでの間、税関の管理下に置かれる。

経済財政大臣は省令により、貨物の一時輸入許可に係る規定（一時輸入許可の期間、手数料、その他管理及び制限に関する事項を含む。）を定める。

第2節 輸出

第16条

輸出貨物は、税関官署及び関税局長の定めるその他の場所に届け出なければならない。

経済財政大臣は省令により、輸出貨物の報告、流通、蔵置及び運送に係る時期、方法、文書要件、場所並びに例外事項を定める。

本条に従い、貨物を申告するすべての者は、

- a. 貨物に関して税関職員が行う質問に誠実に答えなければならない。
- b. 税関職員から要請がある場合、関税消費税局長の定める方法で税関が検査できるように貨物を取り揃えなければならない。

第17条

経済財政大臣は省令により、税関が修理、変更、製造又は追加作業を行うことを目的に関税領域からの外国に向けて輸出することを認めるための要件及び当該貨物の再輸入の時の輸入関税及び内国税の課税方法を定める。

第3章

関税分類、原産地及び課税価格

第18条

税関申告書に記載すべき輸入貨物の関税分類、原産地及び課税価格は、以下の規定に従い申告しなければならない。

a. 関税分類及び原産地

- 輸入貨物の税関申告書を作成する者（以下、申告者（輸入者又はその代理人を含む。）という。）は、関税及び内国税の税額計算を行うために、輸入貨物の関税分類及び原産地を申告しなければならない。税関は、輸入貨物の関税分類及び原産地を検証する。
- 申告者は、この法律の第51条及び第52条の規定を順守しなければならない。
- 税関は、申告内容の適否を確認するために、申告者に証拠書類（申告書又は法令によって要求される必要書類を含む。）の提出を求める。税関は、左記の証拠書類が提供されるまで貨物の引取りを認めない。
- 税関は、税関申告書の登録日から三年以内であれば、輸入貨物に係る事後調査、反則調査、検査及び審査を行ったうえで、申告された関税分類及び原産地の再決定を行

い、その旨を通知する。当該通知には、関税分類及び原産地に係る再決定の理由を記載する。

- 一本条における事後調査、反則調査、検査又は審査において不正行為が判明した場合、税関申告書の登録日から十年以内であれば、調査等の対象となった貨物に関して再決定に係る通知を行うことができる。
- 一当該通知に基づき、不足関税、内国税、その他手数料及びに反則金を税関に納付しなければならない。
- 一当該通知に基づき、税関は、申告者が過誤納付した関税、内国税、手数料及び罰金を還付する。

b. 課税価格

- 一輸入貨物の税関申告書を作成する者(以下、申告者(輸入者又はその代理人を含む。)という。)は、この法律の第21条の規定に従い、関税及び内国税の税額計算のために輸入貨物の課税価格を申告しなければならない。税関は輸入貨物の課税価格を検証する。
- 一申告者は、この法律の第51条及び第52条の規定を順守しなければならない。
- 一申告者は、関税及び内国税の納付のために正確に課税価格を申告する責任を有しており、税関が輸入貨物の課税価格を検証し、正確に決定することができるように、すべての情報(インボイス及びその他書類を含む。)を開示しなければならない。
- 一税関は、申告内容の適否を確認するために、申告者に証拠書類(申告書又は法令によって要求される必要書類を含む。)の提出を求める。税関は、左記の証拠書類が提供されるまで貨物の引取りを認めない。
- 一税関は、税関申告書の登録日から三年以内であれば、輸入貨物の事後調査、反則調査、検査及び審査を行ったうえで、申告された課税価格の再決定を行い、その旨を通知する。当該通知書には、課税価格に係る再決定の理由を記載するものとする。
- 一税関は、申告された課税価格がこの法律の第21条の規定に従っていない又はその他理由により正しくない場合、申告された課税価格を修正する。
- 一本条における事後調査、反則調査、検査又は審査において不正行為が判明した場合、税関申告書の登録日から十年以内であれば、調査等の対象となった貨物に関して再決定に係る通知を行うことができる。

c. 不足申告額等の自主申告

申告者(輸入者又は通関業者を含む。)は、輸入貨物に係る不足税額等を税関に自主的に申告することができる。当該自主申告が当初申告書の登録日から1年以内に行われる場合、反則金は課さない。

d. 輸出者及び輸出貨物

本条第1項a号及びc号の規定は、輸出貨物にも適用する。

第19条

輸入又は輸出の目的のために、貨物は関税分類され、この法律又は他の法令で特別に免除されていない限り、関税、内国税及びその他の手数料は関税表に基づき計算される。

経済財政大臣は省令により、関税分類に関する規定を定める。

第20条

輸入については、貨物の原産地に従い、関税及び内国税を徴収する。

自然物の原産地は、それらが採取又は収穫された国をいう。

他国の原材料を使用せず、一の国で製造された製品は、製造した国を原産国とする。

他の国で採取、収穫又は製造された材料を使用して一の国で生産された貨物の原産国の認定に係る税関が従うべき手続きは、経済財政省の省令により定める。

原産地及び貨物が原産地から輸入国へ直送されたことが適切に証明された場合、輸入貨物は最恵国待遇を享受する。経済財政大臣は省令により、原産地証明の提出要件及び提出を要しない場合について定める。

原産国とは、貨物を関税領域に向けて直接積み出した国をいう。

第21条

輸入貨物の課税価格は、以下の規定に従い決定する。

- a. 輸入貨物の課税価格は、取引価格とする。取引価格とは、カンボジアへ輸出のために販売されたときに現実に支払われた又は支払われるべき価格を本条第1項 h 号の規定により発出される省令に基づき調整した価格をいう。
- b. 輸入の課税価格が本条第1項 a 号の規定により決定できない場合、課税価格は同一貨物の取引価格とする。
- c. 輸入貨物の課税価格が本条第1項 a 号及び b 号の規定より決定できない場合、課税価格は類似貨物の取引価格とする。
- d. 輸入貨物の課税価格が本条第1項 a 号、b 号及び c 号の規定より決定できない場合、輸入貨物の課税価格は逆算方式により決定する。
- e. 輸入貨物の課税価格が本条第1項 a 号、b 号、c 号及び d 号の規定により決定できない場合、輸入貨物の課税価格は積算方式により決定する。
- f. 輸入者が要請する場合には、本条第1項 d 号に先だって e 項を適用する。
- g. 輸入貨物の課税価格は、本条第1項 a 号、b 号、c 号、d 号及び e 号の規定に原則より決定できない場合、関税領域内で入手可能な情報に基づき、本条第1項 a 号、b 号、c 号、d 号及び e 号の原則及び規定に適合する合理的な方法により課税価格を決定する。
- h. 経済財政省は省令により、課税価格の決定に係るすべての事項を定める。

第 2 2 条

輸出貨物の課税価格は、輸出地における貨物の価格でなければならない。

輸出貨物の課税価格は、貨物の価格に、国境線を到達するまで要する運送費用及び輸出業務費用（輸出業者が領収書を有する輸出税、内国税及び手数料を除く。）を加えた額とする。

第 2 3 条

輸入及び輸出される貨物の課税価格は、リエル通貨で申告しなければならない。

貨物の総額がリエル通貨以外で表示されている場合、適用される為替相場はカンボジア中央銀行が定める為替相場とする。適用すべき為替相場がカンボジア中央銀行の為替相場表にない場合、税関が為替相場を定める。

適用される為替相場は、税関申告書が登録された日に使用される為替相場とする。

為替相場は、税関が公示する。

第 2 4 条

この法律の第 1 8 条第 1 項 a 号又は b 号の規定により発出される通知書に記載する関税分類、原産地又は課税価格の再決定及び理由に異議ある者（輸入者又はその代理人を含む。）は、当該再決定通知書を受け取った日から 3 0 日以内に関税局長に対し文書により当該再決定に異議申立てをすることができる。

課税価格が異議申立ての対象である場合、輸入者が関税額及び内国税額の納付を保証する担保を提供すれば、関税及び内国税を納付することなく、税関から貨物を引取ることができる。

関税局長は、異議申立てを受理した日から 6 0 日以内に、本条第一項に基づく異議申立てに対して決定を下さなければならない。決定が下されない場合、当該異議申立てが認められたものとする。

本条第一項に基づく関税局長の決定に不服がある者は、関税委員会に対して審査請求をすることができる。

関税委員会の組織及び機能は、政令により定める。

輸入者又は輸出者は、関税委員会の決定に不服がある場合、決定通知書を受け取った日から 3 0 日以内であれば、管轄裁判所に不服申立てを行することができる。

第 4 章

関税及び内国税の免税、軽減及び還付

第 2 5 条

輸入関税及び内国税は、通過又は積替えを目的に関税領域に持ち込まれる貨物には課さない。

第26条

輸入関税及び内国税は、以下に掲げる貨物の輸入に関して、に免税される。

- a. 外国の外交又は領事使節団、国際機関及び外国政府の技術協力機関がその業務に使用する貨物。但し、各使節団又は機関の長及び外務国際協力省がその旨を証する必要がある。
- b. 本条第1項 a 号に定める使節団及び機関の職員が私用に供する貨物。本項及び本条第1項 a 号の実施は、国際法の原則及び関係国政府との間にあつては互惠主義の原則に基づく。
- c. カンボジアを原産地とする又は関税及び内国税が既に納税された貨物であつて、輸出された後、再輸入され、かつ、価値が付加されていない貨物
- d. その他の国内法の規定により免税される貨物
- e. 慈善目的で寄贈された貨物、研究及び科学目的に供される貨物、商業価値を有しない展示用サンプル及び貨物、遺体が納められた棺及び経済財政大臣が省令により定める貨物

本条第1項の規定により関税及び内国税を免税され輸入された貨物は、税関の承認を得ず、売却、譲渡、用途外使用又は廃棄してはならない。

経済財政大臣が省令により定めるところにより、乗客、運送手段の乗組員及び越境者が携帯し持ち込む一定限度の価格及び数量までの貨物についても、輸入関税及び内国税を免税する。

経済財政大臣は省令により、本条第1項 a 号、b 号、c 号、d 号及び e 号の貨物（本条第2項の貨物の販売、譲渡、用途外使用及び廃棄を含む。）に係る規定を定める。

第27条

輸入関税及び内国税を、以下に掲げる貨物の輸入に関して軽減する。

- a. その他の国内法に規定する貨物
- b. 農業用種及び繁殖用動物、修繕、加工又は検査のために輸入される貨物、同一状態で再輸入される貨物、公用のために政府が輸入する貨物、一時輸入貨物及び経済財政大臣が省令により定めるその他の貨物。

本条の規定を適用して輸入される貨物は、税関の承認を得ず、売却、譲渡、用途外使用及び廃棄してはならない。

経済財政大臣は省令により、本条第1項に規定する貨物（本条第2項に規定する貨物の売却、譲渡、用途外使用及び廃棄を含む。）に係る規定を定める。

第28条

税関は、以下に掲げる理由がある場合、一旦納付された輸入及び輸出関税並びに内国税のすべて又は一部を還付する。

- a. 過誤納金がある場合（行政側の誤りに起因するものを含む。）

- b. 税関から貨物を引取る前に、輸入貨物の不足、欠陥若しくは品質の劣化が判明した場合又は税関から引取り後、税関管理の下で輸入貨物が再輸出され若しくは廃棄された場合
- c. この法律の第24条に定める異議申立てを所管する官庁又は管轄裁判所の決定により過誤納金が認められた場合

経済財政大臣は、上記の還付（申請期限を含む。）に係る省令を定める。また、経済財政大臣は、その他の理由によっても還付することができる。

第5章 税関申告及び関税及び内国税の納税義務

第29条

輸入又は輸出される貨物は、関税及び内国税を免税されるか、否かに拘わらず、税関申告の対象となる。

第30条

経済財政大臣は、以下の事項を省令により定める。

- 一 税関申告書及び税関提出文書の形式、記載内容並びに法的有効性
- 一 税関申告書の提出、検証及び登録
- 一 税関申告書及び税関提出書類の修正、追記、取消並びに変更
- 一 税関申告書及び税関提出文書の提出先並びに管理

第31条

輸入及び輸出される貨物は、所有者又は所有者から委任を受けた者が申告しなければならない。

第32条

経済財政大臣は省令により、通関業者としての権限を付与し、又は取り消すことができる。また、当該権限が行使できる場所及び権限行使の要件又は資格要件を定める。

経済財政大臣は、通関業者に係る権限及びその他事項について助言を行う委員会を設置する。

通関業者としての権限は、個人を基準として付与する。一企業が通関業を営む場合、当該企業及びその代表者それぞれに当該権限を付与する。

通関業の申請を拒否され又は通関業の権限を一時的に停止若しくは取消しされたことにより発生した損害については、一切補償しない。

権限を付与された通関業者は、経済財政大臣が省令により定める形式により、かつ、金額を営業保証として提供しなければならない。

第33条

通関業を業として行うのでなければ、何人も自身の事業のために税関申告をすることができる。

本条第1項に規定する者は、権限を得て、他人に代わり通関することができる。当該権限は特定の貨物に係る通関を行うためのものであり、経済財政大臣が一時的かつ取消可能な権限として付与する。

第34条

輸入関税額及び内国税額は、税関申告書が登録された日に適用される関税率及び内国税率を基に計算する。

関税額及び内国税額は、従価税率又は従量税率を基に計算する。

第35条

貨物の輸入者又は所有者は、輸入関税及び内国税を納税する義務を負う。

貨物の輸入者又は所有者の所在が不明な場合、通関業者が輸入関税及び内国税の納税義務を負う。

一時蔵置施設又は保税倉庫に貨物を蔵置する場合、貨物を再輸出するために、一時輸入するために、国内消費を目的に輸入するために若しくは別の承認蔵置施設へ運送するために承認を得るまで又は税関の承認を受けて廃棄するまで、施設等の管理者が輸入関税、内国税及び手数料のほか、罰金を科す場合には当該罰金についても納付する義務を負う。

この法律の第26条及び第27条に定める減免措置については、関税及び内国税の減免要件が充足されないことがあきらかな場合、輸入関税及び内国税の減免措置を受けた者がその納税義務を負う。当該免税措置を受けた者の所在が不明な場合、貨物を管理している者が当該納税義務を負う。

運送手段が関税領域内に入るときに輸入貨物を管理する者は、当該輸入貨物に係る輸入関税及び内国税の納税義務を負う。

第36条

貨物の輸出者又は所有者は、輸出関税及び内国税の納税義務を負う。

輸出者又は所有者の所在が不明な場合、通関業者が、輸出関税及び内国税の納税義務を負う。

一時蔵置施設又は保税倉庫に貨物を蔵置する場合、施設等の管理者が、輸出関税及び内国税の納税義務を負う。

第6章 輸出入関税及び内国税の納付、債務の回収並びに担保

第37条

この法律及びその他の法律により納付すべき輸入及び輸出関税、内国税、手数料、反則

金、延滞税又は罰金は、経済財政大臣が省令により定めるところ（場所、方法及び期限内）により納付しなければならない。

一申告書の各品目について納付すべき関税額及び内国税額の百リエル未満の端数は切り上げる。

納付毎に領収書を発行する。

第38条

この法律によって生じた債務は、定められた納期限内に全部又は一部が納付されていない場合、経済財政大臣が省令により定める複利率で計算した延滞税の対象となる。

第39条

税関は、この法律の規定により生じた債務について、その債務者が保有する貨物及び財産に対して先取特権を有する。

第40条

未回収の債務の回収手続き及び償却は、一般法等に基づいて行う。

第41条

この法律が要求する担保は、都度又は継続的に使用することができ、また現金、保証書及びその他別の形態で提供することができる。経済財政大臣は省令により、担保に係る規則を定める。

第42条

関税局長は、貨物が実際に輸出又は再輸出されたことを証する書面が提出され次第、当該貨物の輸出又は再輸出を確保するために提供された担保を解除する。

第7章 一時蔵置施設と保税倉庫

第43条

一時蔵置とは、税関手続きを完結するまでの間、承認された施設において税関の管理の下で貨物を蔵置することをいう。

一時蔵置施設の運営を行うための承認は、経済財務大臣が付与する。当該承認には、施設の所有者及び管理者が順守すべき要件（施設の場所、建物、建物の配置並びに貨物の取扱い及び管理に係る手続きを含む。）を定める。

一時保管施設に係るすべての費用（維持修繕費を含む。）は、施設の所有者又は管理者が負担するものとする。

一時蔵置施設の所有者又は管理者は、税関職員が法律に基づく職務が執行できるように無償で適切な施設を提供しなければならない。

経済財政大臣は省令により、一時保管施設に係る一切の事項（手続き、担保、情報要件、蔵置期間、蔵置を承認する貨物の種類の指定及び蔵置期間を超過した場合の罰則を含む。）を定める。

第44条

保税倉庫とは、貨物を税関の管理下において一定期間蔵置する施設をいう。保税倉庫に貨物を蔵置することで、貨物に係る関税、内国税及び制限の適用が一時的に停止される。保税倉庫は、以下に掲げる三種類に大別される。

- a. 公営倉庫：経済財政大臣により認可され、政府機関又は個人が運営する倉庫をいう。貨物を蔵置する権利を有する者誰もが公営倉庫を利用できる倉庫をいう。
- b. 私営倉庫：関税局長により認可され、特定の者が自身の特定の目的（免税店の運営を含む。）のためにのみ使用する倉庫をいう。
- c. 特別倉庫：関税局長により認可され、危害や他の貨物の品質に影響を及ぼす可能性のある又は特別な保管施設を必要とする貨物向けの倉庫をいう。

保税倉庫の認可には、施設の所有者及び管理者が順守すべき要件（施設の場所、建物、建物の配置及び貨物の取扱い及び管理に係る手続きを含む。）を定める。

保税倉庫に係るすべての費用（維持修繕費を含む。）は、施設の所有者又は管理者が負担するものとする。

保税倉庫の所有者又は管理者は、税関職員がこの法律に基づいて職務が執行できるように無償で適切な施設を提供しなければならない。

経済財政大臣は省令により、保税倉庫に係るすべての事項（手続、担保、情報要件、蔵置期間及び蔵置を認める貨物の指定を含む。）を定める。

第45条

保税倉庫の管理者は、保税倉庫に蔵置された貨物が蔵置に係る届け出の内容と異なる数量及び品質の場合には、貨物に係る関税及び内国税のほか、反則金を科す場合には当該反則金についても納付しなければならない。また、貨物が輸入禁止品目に該当する場合、貨物の価額に相当する金額のほか、反則金を科す場合には当該反則金についても納付しなければならない。

関税消費税局長は、輸出する代わりに、輸入貨物を廃棄した後に残る残存物に係る関税及び内国税を納付すること又は変質した状態における輸入貨物に係る関税及び内国税を納付することを条件に輸入貨物の廃棄することを承認する。

保税倉庫に蔵置された貨物の亡失が不可抗力による又は当該貨物の特性によるものであることが証明された場合、倉庫管理者に関税及び内国税の納付義務を免除する。当該貨物が禁止品目に該当する場合、当該貨物の価額に相当する額の納付を免除する。

第46条

貨物は、届け出が登録された日から二年間を限度として保税倉庫に蔵置することができる。

本条第1項に定める期限が到来した場合、税関の承認を得て、保税倉庫から貨物を移動しなければならない。貨物の移動が行われない場合、税関当局は倉庫管理者に対し通知書を発送し、貨物の移動を要請する。当該要請に一月以内に応じない場合、当該貨物をこの法律の第54条に定める未引取り貨物と看做す。税関は倉庫管理者が提供した担保から未納関税及び内国税を徴収、又はこの法律の第55条に従い当該貨物を公売に付すことができる。

但し、貨物の保管状況が良好な場合、倉庫管理者の要請に応じて、税関は本条第1項に定める期限を最長12ヶ月間延長することができる。

第47条

税関職員は、保税倉庫内の貨物に関し必要な現物及在庫確認を行うことができる。保税倉庫の管理者は、税関による確認作業のために貨物を取り揃えなければならない。

第48条

適用される関税率及び内国税率は、貨物を保税倉庫から引き取るために税関申告書が登録された日に有効な税率とする。

第49条

経済財政大臣は、ある一定の要件の下に貨物の加工又は製造を目的とした保税製造倉庫の設置を認める。

保税製造倉庫に搬入される貨物については、法律に別段の定めがない限り、輸入関税及び内国税の課税を留保する。

国内消費を目的に保税製造倉庫から貨物を引き取る場合、本条第2項において課税が留保された関税額及び内国税額は、当該貨物を保税製造倉庫へ搬入するために行われた届け出が登録された日に適用される関税率表、関税率及び内国税率に基づいて計算する。

経済財政大臣は省令により、保税製造倉庫に係るすべての事項について定める。

第50条

石油製品を生産するために原油若しくは瀝青鉱物を加工又は精製する作業は、保税製造倉庫に係る手続きに従うものとする。

この法律の第49条第2項に定めるところにより、関税及び内国税の課税の留保は、輸出を目的とした石油製品を生産するために使用される原油又は瀝青鉱物の輸入に適用する。

経済財政大臣の省令により、本条規定の適用要件を定める。

第8章

輸入及び輸出に係る書類、帳簿、記録並びにその他情報

第51条

貨物を、営利目的又は非営利目的を問わず、輸入又は輸出に従事する者は、輸入及び輸出に係る正確な書類、帳簿、記録並びにその他情報（電子情報を含む。）を保管しなければならない。

本条第1項に規定する者には、輸入者、輸出者、通関業者、一時蔵置施設及び保税倉庫の管理者、運送業者並びにその他関係者を含む。

本条第1項に規定する書類、帳簿、記録及びその他情報は、カンボジアに所在する事務所において十年間保管しなければならない。

第52条

税関から要請がある場合、この法律の第51条第1項に規定する者は、輸入及び輸出に係る書類、帳簿、記録及びその他情報を審査できるように取り揃えなければならない。

この法律の第51条第1項という者が不在の場合、その代理人が書類、帳簿、記録及びその他情報が審査できるように取り揃えなければならない。

税関から要請があった場合、前々項及び前項に規定する者は、

- a. 税関職員から要請のある書類、帳簿、記録並びにその他情報（電子情報を含む。）を提供しなくてはならない。
- b. この法律の下で生じた事象に関して税関職員が行う質問に対して回答しなければならない。
- c. 本条の前2項に規定する情報が電子媒体等に記録又は保管されている場合、当該電子媒体等を操作し、税関職員が要請した必要情報を提供しなければならない。

第53条

経済財政大臣は省令により、この法律の第51条に規定する書類、帳簿、記録及びその他情報に係る要件を定める。

第9章

未引取り貨物

第54条

未引取り貨物とは、

- a. この法律に規定する期限を徒過し、一時的保管施設及び保税倉庫に蔵置されている貨物
- b. 荷受人が受取を拒否し又は荷受人が不明で、かつ、荷送人に返送できない郵便物
- c. 通関地域に蔵置され、かつ、所有者が文書により所有権を放棄した禁止品目に該当

しない貨物及びその運送手段

当該貨物の所有者が確定した場合、税関は、通知書を発給した日から60日以内に未引取り貨物が引き取られない場合、この法律第51条に従い当該貨物を公売に付す旨を未引取り貨物の所有者に遅延なく通知する。

所有者の所在が不明な場合、関税局長が定める期間及び方法により、所有者に通知することを目的に公示を行なう。所有者は、公告の日から60日以内に当該貨物を引き取らなければならない。上記期間を徒過した場合、この法律の第55条の規定に従い当該貨物を公売に付すことができる。

本条第2項及び第3項で規定する期間において、納付すべき関税、内国税、その他手数料金及び反則金が納付され、かつ、その他の要件を充足する場合、未引取り貨物を税関から引き取ることができる。

経済財政大臣は省令により、所有者に通知した後又は所有者が特定できない場合には公示した後、廉価な貨物については、滅却、即時公売、廃棄、又は公益に資する用途に利用することができる。

第55条

未引取り貨物の売却は、公売による。

関税局長は、公売に付す貨物の最低公売価格を設定する。当該貨物が入札されない場合、関税局長は新たな価格を設定するか、経済財政大臣の承認を得て、貨物を廃棄又は公益に資する用途に利用することができる。

公売による利益は、未納付の関税、内国税、その他手数料又は費用及び公売費用に充当する。充当後、残金がある場合、税関から通知のあった日から6ヶ月以内であれば、所有者は残金を受け取ることができる。当該通知書は、公売の日から7日以内に発せられる。上記期間内に請求されなかった場合、当該残金は国庫に帰属する。

第10章

権限及び義務

第56条

税関職員は、税関管轄域においてこの法律に規定する権限を行使する。この法律の第8条第2項に規定する貨物に対し、税関職員は関税領域のいかなる場所においてもその権限を行使できる。

輸入又は輸出される貨物に対し、税関は以下に掲げる権限を有する。

- a. 貨物を検査し、貨物の梱包又はコンテナを開披し又は開披させ、審査のために適量のサンプルを採取すること、
- b. 運送手段を制止し、停止させ、乗り込み、立入り、検査を行い、審査を行うために運送手段を税関事務所又はその他適切な場所に移動するよう指示すること、
- c. 犯則が行われたことを疑うに足る合理的な理由がある場合、カンボジア王国法に従

って、個人宅又は事業所を捜査し、証拠の収集及び貨物の差押えを行うこと、

- d. 税関職員が、関税領域に入り又は関税領域から出る者がこの法律又はその他カンボジア王国法において禁止されている貨物を身辺に隠匿しているとの疑義を持った場合、当該者を停止させ、身元を確認し、質問及び身辺検査を行うこと。

本条第2項 a 号及び b 号に規定する検査費用は、貨物の所有者若しくは所持人又は運送手段の所有者が負担するものとする。

経済財政大臣は省令により、当該検査及び審査の手続きについて定める。

第57条

いかなる時でも、税関職員はこの法律に従い、この法律の第51条の規定に従い書類が保存されている建物又は場所に立入り、特定の取引に関連する書類を監査し、当該書類を、正確性及び妥当性、その作成及び保存の方法に関わらず、を審査することができる。

この法律に基づく関税及び内国税を徴収する目的、税関職員のその他職務を遂行する目的又はこの法律により要求される情報を収集する目的のため、税関職員が必要かつ関連性があると認める書類、記録及びその他情報又は所有物、業務処理又はその他のものを調査することができる。

税関職員は、すべての土地、建物及び場所に立ち入ること並びに輸入者、輸出者又はその他の者が保管し又は管理しているかどうかに関わらず、すべての書類、記録及び情報を閲覧することができる。

税関職員は、無償で当該書類及び記録の一部を取り出し又は複製することができる。また、受取書を発給することで、この法律により要求される申告に関連して提示された書類を取得し、保持することができる。

書類の所有者から要請があれば、税関職員は、税関の認証した当該書類又は記録の写しを提供しなければならない。

第58条

上級裁判所の検事総長により認定された場合、宣誓した税関職員は司法警察員としてのすべての権限を有する。

司法警察員として認定された税関職員は、所轄する地域において関税法違反に係る報告書を作成し、署名する権限を有する。

関税法違反の反則調査、防止及び取締を行うにあたり、関税局長の特段の指示がない限り、税関職員は、復命書を携帯し、制服を着用し、記章及び階級章を身に付けなければならない。

税関職員の制服、記章及び職階級は、政令により定める。

第59条

税関職員は、以下の状況において職務を遂行するために武器を携帯し、使用する権限を

有する。

- －正当防衛、
 - －密輸又はその他違法な行為に関与していると疑われ運送手段であって、その操縦者が停止要求に従わず、他の手段では差押え又は停止させるその他手段が無い場合、
 - －カンボジア王国法令に定めるその他の理由がある場合
- 税関職員が職務を遂行するために使用する武器は、内務省が供与及び管理する。

第60条

司法警察員と認定され、宣誓した税関職員は、刑事訴訟法に従い、48時間を限度として反則嫌疑者を拘束することができる。

第61条

何人も、この法律及びその他の法令に基づく税関職員の適法な職務執行の妨害又は遅延を招く行為をしてはならない。

第62条

運送手段の操縦者は、運送手段を移動する際、税関職員の指示に従わなければならない。

運送手段の操縦者が、停止の要請に従わず、停止しない場合、税関職員は、あらゆる適切な手段を講じ、停止させ、差押えを行うことができる。

税関職員がその職務を遂行するにあたり、援助を要請したした場合、関係当局（警察及び軍部含む。）は遅延なく援助しなければならない。

第63条

税関職員は、職務に関連し又は反するような商業活動に従事してはならない。

この法律の管理及び執行において知り得た情報は、経済財政大臣が省令により特別に認められない限り、この法律に規定される目的のみに使用する。

第64条

この法律及びその他の法令の規定に違反した税関職員は、現行法に従って処罰する。

第65条

経済財政大臣は省令により、顕著な功績のあった税関職員及びこの法律の執行に携わり、税関職員に協力及び援助を行なった関係当局（王国軍、警察、地方政府当局及び個人を含む。）に褒章を授与する要件を定める。

第66条

税関職員はこの法律の違反に関わる貨物及び運送手段を一時的に差押えする権限を有す

る。当該貨物及び運送手段は、管轄裁判所による差押えの対象になる。

税関管轄域外においては、差押えは、税関官署、一時蔵置施設、保税倉庫及びその他税関の管理する場所で行う。

この法律の第8条第2項に指定する貨物は、関税領域であればいずれの場所においても一時的に差押えできる。

一時的な差押えは、貨物を所持している者が行った陳述又は携帯する書類の記載内容と異なる貨物を追跡し又は偶然に発見した場合、関税領域内のいずれの場所においても行うことができる。

税関職員は、この法律の違反の証拠となる書類を複写し又は書類若しくはその他の物件を差押える権限を有する。

経済財政大臣は省令により、貨物、運送手段、書類及びその他の物件の差押え並びに書類の複写に係る手続きを定める。

第67条

差押えた貨物、運送手段及びその他の物件は、状況に応じて、差押え場所の最寄りの税関官署に移送する。一地域に複数の税関官署が所在する場合、差押え物件をそのいずれかの官署に移送する。差押え物件を遅延なく移送することができない又は差押えを行った地域に税関官署が所在しない場合、差押え物件については、被告人又は差押え場所若しくはその他の場所に居住する第三者に寄託する。

差押えた貨物が禁止品目に該当しないものであり、かつ、差押えた貨物、運送手段、書類及びその他の物件が証拠として必要ない場合には、この法律の第41条の規定に従い担保が提供されれば、当該貨物等を所有者に返還する。

差押えた貨物が禁止品目にも、制限品目にも該当しない場合、当該貨物の隠匿及び運送に供された運送手段及びその他の物件については、関税、内国税、その他手数料及び反則金が納付された後、所有者に返還する。

第68条

差押えを行う税関職員は、遅延なく、差押調書を作成しなければならない。

犯則嫌疑者の立会いがある場合、調書を当該犯則嫌疑者に読み上げたこと又は当該犯則嫌疑者に調書を読み上げたうえ、署名するように指示したこと及び調書の写しを交付したことを当該調書に記載するものとする。

犯則嫌疑者の立会いがない場合、最寄りの税関官署又は税関官署がない場合には地域を管轄する官公署において差押調書を作成後24時間以内に公示しなければならない。

本条第1項にいう差押調書の形式、記載内容作成手続き及び裁判所への提出手続きに係る詳細については、経済財政大臣並びに法務大臣が共同省令により定める。

第69条

船舶（甲板船を含む。）上において差押えを行う場合、差押え貨物を即時に船卸しできないときには、差押えを行う税関職員は船内のパネル及び昇降口に封かんを施さなければならない。

第70条

住居において差押えを行う場合、被告人がこの法律の第41条の規定に従い担保を提供すれば、禁止品目に該当しない貨物については移送する必要はない。犯則嫌疑者が担保を提供しない又は禁止品目に該当する貨物が含まれる場合、当該貨物は最寄りの税関に移送する又は当該貨物の差押えが行われた場所、若しくはその他の場所において第三者に寄託する。

第71条

反則金又は貨物及び運送手段等の差押えを受けた者は、反則金又は差押えの通知を受け取った日から30日以内であれば、関税消費税局長に対し、この法律の第41条に従い担保を提供したうえで、理由を添えて文書により異議申立てを行うことができる。

関税消費税局長は、異議申立てを受理した日から60日以内に決定を下さなければならない。60日以内に決定が下されない場合、当該異議申立ては受け入れられたものとみなす。経済財政大臣は省令により、異議申立てに係る手続きを定める。

第11章

罰則規定

第72条

この法律又は規則に違反して貨物を輸入若しくは輸出し、又は輸入若しくは輸出をしようとする者は、関税反則を犯したものとみなす。

関税反則を犯した者は、税関による反則金及び管轄裁判所による罰金に処し、又はいずれかに処する。

第73条

この法律の規定及び条項の軽微な違反（関税額、内国税額、禁止事項及び制限事項に影響を及ぼさない申告書の記載事項の誤り、省略並びに記入漏れ又は要件の不備及び義務の不履行含む。）を犯した者は、この法律によってより重い刑罰の対象とならない限り、100,000 リエル以上 500,000 リエル以下の反則金に処する。

第74条

この法律の規定に違反した者（関税又は内国税のほ脱及び禁止品目又は制限品目に係る

この法律の第73条の規定に違反した者を含む。)は、ほ脱した関税額及び内国税額に相当する額以上3倍以下の反則金及び刑事罰(貨物及び運送手段及び隠匿に使用されたものの没収又は1ヶ月以上1年以下の禁固)又はいずれかに処する。

本条第1項に規定する違反は、以下に掲げるとおりである。

- a. この法律の第10条及び第16条に規定に反し、貨物を税関に届けを怠ること、
- b. この法律の第12条の規定に反し、税関へ届け出る前に運送手段から貨物を取降ろしすること、
- c. 税関が引取りを認めていない輸入貨物を開披し又は開披させる行為。貨物、運送手段、一時蔵置施設、保税倉庫若しくはその他この法律に規定された場所に施された施封を破壊又は不法に変更すること
- d. 税関の承認を得ず、通関地域、一時保管施設又は保税倉庫から貨物を持ち出すこと
- e. この法律の第29条の規定に反して、申告書の提出を怠ること、
- f. この法律の第30条の規定に反すること、
- g. 税関の承認を得ず、この法律の第26条及び第27条により免税を受けた輸入貨物を売却、譲渡、用途外使用又は廃棄すること、
- h. この法律の規定に従い、関税又は内国税の課税が留保され輸入された貨物に税関が課した要件に反すること、
- i. この法律に違反して、口頭又は文書により不正確な、虚偽の若しくは不明確な陳述を行い、左記陳述に同意し又は組みすること、
- j. 密輸すること及び密輸の企てること、
- k. この法律に違反して輸入された貨物を所持、販売、購入、譲渡又はその他の手段により入手すること

下記に掲げる違反を犯した者は、1,000,000リエル以上5,000,000リエル以下の反則金及び一ヶ月以上六ヶ月以下の禁固、又はそのいずれかに処する。

- a. この法律の第51条、第52条及び第53条の規定に違反する行為を行った者
- b. この法律の第61条に規定する税関職員の職務執行を妨害する又は遅延を招く行為をした者
- c. この法律の第62条第1項の規定する基づく税関職員の指示に従わず運送手段を操作した者

第75条

この法律の第74条の規定(但し、この法律第74条第1項k号に規定する違反を除く。)及び第8条第1項に規定する禁止又は制限品目に係る規定に違反した者は、貨物又は運送手段の価額の最大三倍の反則金及び刑事罰(貨物、運送手段及びその他密輸貨物を隠匿するために使用したものの没収又は1年以上から5年以下の禁固)又はいずれかに処する。

第76条

この法律の規定に反復して違反した場合、反則金及罰金は二倍とする。

第77条

関税反則事案について、税関は税関限りにおいて処分することができる。

当該処分権限は、反則金に処することが適切な事案にのみ適用される。処分内容が履行されない場合、税関は、事案を管轄裁判所に提出しなければならない。

税関限りによる処分は、管轄裁判所へ事案を提出する前にのみ行うことができる。

税関限りによる処分の権限行使に係る要件は、経済財政大臣が省令により定める。

第12章

経過規定

第78条

この法律の第21条及び第22条規定（輸入又は輸出貨物の関税評価）の実施は、実情に応じ延引する。

第13章

最終規定

第79条

この法律に反する規定は無効とする。

第80条

この法律をただちに公布する。